

## 上田市立神川小学校いじめ防止等対策基本方針

上田市立神川小学校

### 1 いじめ防止等対策の基本方針

#### 《いじめの定義》

いじめとは「児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童との一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、また、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

#### 《基本方針》

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活をおくることができる、いじめのない学校をつくるために基本方針を策定する。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 児童、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、児童と教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

### 2 いじめ防止等の対策のための組織

「生徒指導委員会」を中心に対策にあたる。対策会議にあたっては、学校長、教頭、生徒指導係、該当学級担任、当該学級主任、（養護教諭、特別支援教育担当、日本語教室担当、不登校対策委員、心の教室相談員）で、解決の方策を検討する。

事例に応じて、外部機関との連携も視野に入れる。

### 3 具体的ないじめ等防止のための方策

#### (1) 日常的な取り組み

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、相談しやすい環境（担任にだけでなく）を整える。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切に作る心（誰もがかけがえのない存在であることを理解する）を道徳、学級指導、人権同和教育の時間などの指導を通して育む。なかよし月間、人権同和教育の授業参観を実施し、家庭でも話題にさせていただく。
- ④ 「いじめは決して許されないこと」「『見てみぬふり』はいじめにつながる」という認識を子どもたちがもてるように、あらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「情報モラル」を守ることの大切さを指導し、インターネットを介して行われるいじめの防止につとめる。

- ⑥ 児童会によるなかよしづくりに関する様々な活動、学年（学級）による養護学校や福祉施設等との交流など、子どもたちが計画した活動を大切に行う。
- ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞き、コミュニケーションを深める。また、子どもたちの日記（つむぐ）や保護者からの連絡を丁寧に扱い、実態を把握する。
- ⑧ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。

(2) 早期発見・早期対応のために

- ① 学年会では、児童理解の時間をとる。また、毎月「児童理解の日」を設け、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化、職員の気づきなどがあった場合には、これに限らずすぐに情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも子どもたちの様子の変化を感じたら、職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。職員間の連絡も速やかに行う。些細な子どもの声を拾い上げられる職員集団でありたい。どんな事案であっても校長・教頭に報告し、情報共有をする。
- ③ 年3回の相談週間（アンケートを含む）、Q-U検査（年2回）、いじめに関するアンケート等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活の悩みなどをつかみ、ともに解決していく。
- ④ いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行う。
- ⑤ いじめはどの学校どの教室にも起こりうることとしてとらえ、誰もが被害者にも加害者にもなり得るという認識に立ち、些細なことと軽視しないで組織で対応する

(3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。相談窓口の案内を保健室、校長室、相談室に表示する。
- ② 学期に1回行われる相談週間では、担任への相談をもとに、内容によっては保健室、相談室、スクールカウンセラーなどと連携していく。
- ③ 全職員で、子どもの様子・変化に注視し、子どもたちの悩みや困り感を汲み取れるように声をかけたり、職員同士で対応を相談したりする。
- ④ いじめの相談を受けた職員は、速やかに校長・教頭に報告し、関係職員での協議、全職員への情報共有をはかる。

(4) 職員研修

- ① 年度当初に「いじめ防止等対策基本方針」の確認をする。
- ② 学級経営の見直し、児童理解のための研修会の機会をとる。
- ③ 城東地区学校職員会人権同和教育研修会（7月）・一中区ブロック人権同和教育研修会（11月）にて職員個々の人権感覚を高める。
- ④ 人権同和教育にかかわる授業を実施し、保護者・地域の皆様に参観していただく。学級懇談会で、授業や人権感覚を高めるための話などを話題とする。

#### 4 いじめの早期対応で心がけること

- (1) 「いじめられている児童」に対しては、児童本人の訴えを本気になって傾聴し、職員は絶対的な味方として寄り添い、対応する。
  - ① つらさ、悔しさを受け止める。（傾聴の姿勢・共感）
  - ② 子どもが話しやすい環境のなかでの事実確認。
  - ③ 支援の仕方を伝える。（いじめ行為を絶対に許さないこと、具体的な対応）
  - ④ 良い点を認め励まし、自信を与える。
  - ⑤ 周りの児童（いじめている側の児童を含む）との今後の付き合い方など、行動の仕方を指導する。

⑥ 経過観察を継続。安易に解決したと判断しない。

(2) 「いじめている児童」に対しては、背景は理解しつつも行った行為には毅然と指導する。その場の指導に終わることなく、注意深く継続して徹底的に指導していく。

① 事実確認。いじめの関係、背景、理由などを把握。事実が明確になるまでは、頭ごなしの指導はしない。

② 不安や不満などの訴えはきちんと聞く。

③ いじめられている児童のつらさに気づかせ、自分がした行為の影響を自覚させる。

(いじめは絶対にしてはいけないことを指導)

④ 今後の行動の仕方について指導。(不安や不満への対処方法、問題解決の方法)

⑤ エネルギーをプラス方向へ転換。所属感を高める。(授業、学級活動、役割体験、行事等)

⑥ 十分な注意をして経過観察を継続。

(3) 「学級・学年・関係集団の児童」に対しては、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢を示す。

① 事実確認。

② 当事者の了承・配慮のもと、事実に基づいて話し合う。

③ いじめられた児童に共感させ、いじめの報告は友だちを助けるための大切な行為であることを伝える。

④ いじめている側の児童を学級・学年などの集団に受け入れる気持ちをもたせる。

⑤ 傍観・無関心もいじめにつながることを考えさせ、人権意識を高める。

⑥ 生活や言葉づかいなどについて振り返らせ、よりよい人間関係づくり、学級づくりを目指す。

(4) 「いじめられている児童の保護者」に対しては、事実を正確に伝え、児童を守る姿勢を貫き、今後の対応への理解を図る。

① 事実を正確に伝える。

② 学校は、いじめられている子どもを守るという姿勢を示す。(信頼関係の構築)

③ 具体的な対応策、対応経過をこまめに伝えとともに、保護者から子どもの様子等について伝えていただく。

④ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(5) 「いじめている児童の保護者」に対しては、いじめの事実を正確に伝え、具体的な対応方法や児童の今後の生活について指導や助言をし、保護者の協力を得る。

① 事実を正確に伝える。

② 保護者の心情を理解する。(怒り、自責の念、今後への不安など)

③ いじめの定義を説明し、行為そのものが与えた苦痛や深刻さを丁寧に説明して理解を求める。

④ 具体的な対応策、助言を伝え、子どもの立ち直りを目指して協力をお願いする。

## 5 重大事態への対処

(1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下に“神川小学校の「生徒指導委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たる。

※ “上田市教育委員会の設置する組織”の指導の下、「神川小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。